

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 9 号に規定する囲い刺し網漁業（囲い刺し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	天共第 1 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	9 隻	1 上天草市大矢野町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市下浦町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	天共第 6 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	5 隻	1 天草市五和町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市五和町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	天共第7号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草郡苓北町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記3のとおり	10月1日から 翌年 6月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市牛深町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記3のとおり	11月1日から 翌年 6月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8 隻	1 天草市牛深町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記4のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市河浦町宮野河内に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記5のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市栖本町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記6のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市倉岳町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記 7 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市龍ヶ岳町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日から令和 7 年（2025 年）6 月 23 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 7 年（2025 年）7 月 1 日から令和 10 年（2028 年）6 月 30 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、350 メートルを超えてはならない。

ウ 網目の大きさは、5 センチメートル以上でなければならない。

エ 網丈は、15 メートルを超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内 旧本渡市地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 2 を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から真方位 105 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 1 と対岸との中央点

イ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点

ウ 榎浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ

エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ

オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ

ク 楠浦町大門港記念碑

ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

別記 2

操業区域

1 天共第 6 号共同漁業権漁場内

2 次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内 佐伊津地先）

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領との旧海岸線における境界）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から五和町亀島北東端を見通した線上 3,300 メートルのところ

ウ 基点 1 と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から、基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

別記 3

操業区域（天共第 9 号共同漁業権漁場内牛深町地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 161 号（天草市法ヶ島南東端）

ア 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）の海岸線における境界

イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位 295 度、1,100 メートルのところ

- ウ 天草市桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ
- エ 天草市桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ
- オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から 900 メートルのところ
- カ 天草市大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から 1,100 メートルのところ
- キ 天草市砂月中神島南端から牛深町ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から 1,100 メートルのところ
- ク 基点 1 と天草市築島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 307 度 40 分、2,000 メートルのところ
- ケ 熊本県漁場基点天第 169 号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位 173 度、1,570 メートルのところ
- コ 天草市勝崎南端から真方位 200 度、720 メートルのところ
- サ 牛深町と天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）との境界（コンド鼻）から真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ
- シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）

別記 4

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内宮野河内地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号（河浦町上の島灯台）

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

カ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線が交わるころ

別記 5

操業区域（天共第 11 号共同漁業権漁場内栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

- ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ
- イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ
- ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 6

操業区域（天共第 11 号共同漁業権漁場内倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及び力と基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

- 基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）
- ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界
- イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ
- ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ
- エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ
- オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界
- 力 龍ヶ岳町横島北端

別記 7

操業区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内高戸地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

- 基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）
- ア 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）
- イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わるところ
- ウ 基点 1 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ
- エ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ
- オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点
- カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

- キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ
- ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ
- ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ
- コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ
- サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ
- シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ